

「南海トラフ地震臨時情報」への対応について

令和5年2月

長野県危機管理部危機管理防災課

1 趣旨

南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラスの地震（いわゆる「南海トラフ地震」）の今後30年以内の発生確率は70%～80%とされており、第3次長野県地震被害想定調査（平成27年3月）において、長野県内では最大震度6強の揺れが発生し、最大で死者数180人、建物被害（全壊・半壊合計）約2万3千棟、避難者数が約6万人と想定しています。

この度、長野県及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている34市町村において、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に、必要な防災対応を適切に行い、人的・物的被害の軽減を図るため、長野県地域防災計画を基に検討を行い、基本的な対応をとりまとめました。

県及び市町村は、本対応を標準的な対応と位置づけ、地域の実情に応じたより一層の南海トラフ地震防災対策を推進することとします。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されない場合でも、南海トラフ沿いの想定震源域内において、突発的な地震が発生する可能性があり、さらにその地震によって内陸直下型地震が誘発されることも考えられることから、県及び市町村においては、いつ地震が発生しても対応できるよう従前からの地震対策を引き続き推進する必要があります。

2 経緯

「南海トラフ地震臨時情報」については、令和元年5月31日から運用が開始され、併せて、国（内閣府）は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を変更し、また、平成31年3月に国（内閣府）が作成した「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応のあり方について、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討するためのガイドライン「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（以下「ガイドライン」という。）を令和元年5月に一部改訂しました。これを受け、県は「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、長野県地域防災計画（令和2年3月修正）に反映しました。また、「県又は市町村自らが管理等を行う施設等に関する対策」、「住民・企業等への呼びかけ」（7に記載）について、同計画（令和5年2月修正）に反映しました。

3 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震想定震源域で地震が発生した場合、最大震度6弱以上が想定される等の地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に指定されており、県内においては34市町村が該当します。（図1）

なお、第3次長野県地震被害想定調査（平成27年3月）において、飯田市、伊那市、阿南町、大鹿村で南海トラフ地震発生時に最大震度6強、30市町村で最大震度6弱の地震発生を想定しています。

【図1】南海トラフ地震防災対策推進地域



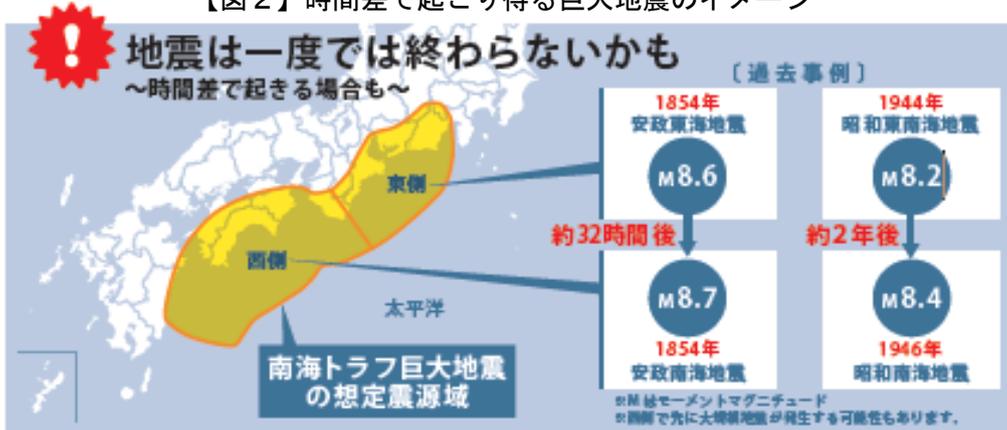
4 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いで地震等の異常な現象が観測された場合、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を公表します。その結果、マグニチュード8.0以上と評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」、マグニチュード7.0以上又はゆっくりすべりと評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されます。(図3)

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は注意)」が発表された場合は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された状態であり、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間、地震発生に注意した行動をとることが重要となります。

※南海トラフ沿いでは、過去に1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生しています。(図2)
 このため、南海トラフ地震対策については、特に大規模かつ時間差で発生する地震等に備えた対策が必要であり、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国、地方公共団体、企業、住民等が防災対応をとりやすくすることを目的とし、「南海トラフ地震臨時情報」(以下「臨時情報」という。)の運用が令和元年5月31日から開始されました。

【図2】時間差で起こり得る巨大地震のイメージ

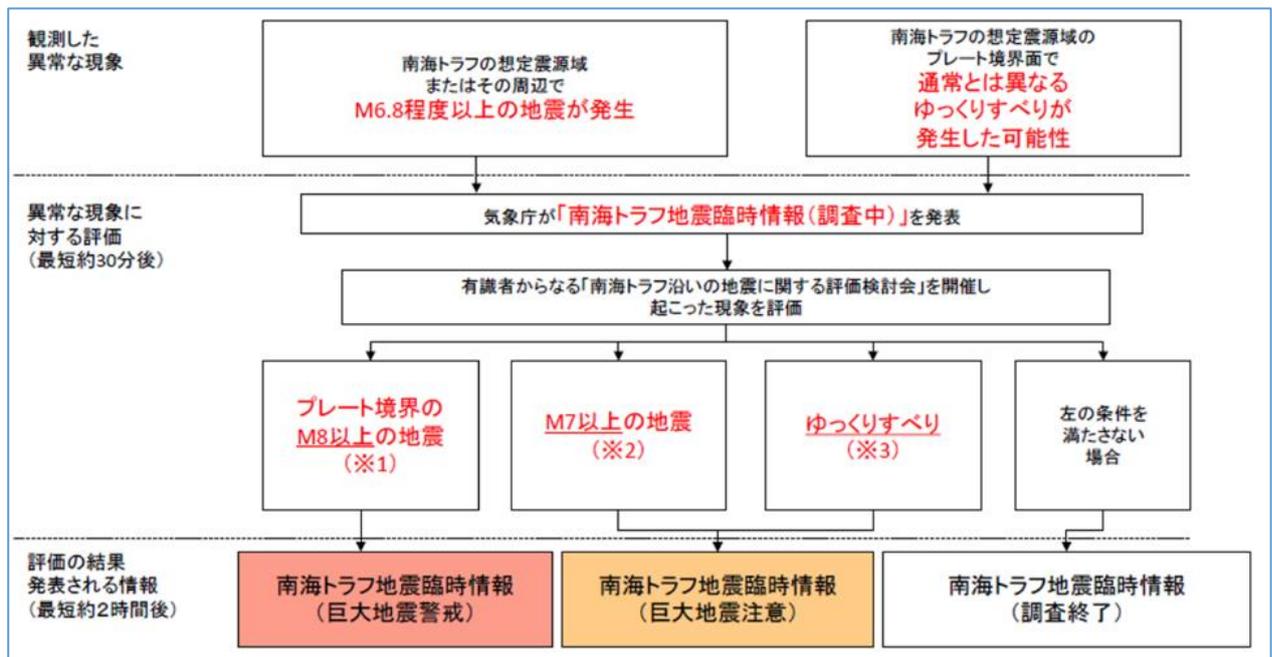


出典：リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」（内閣府・気象庁）

【参考】過去の事例（ガイドラインより）

- ・南海トラフ沿いにおけるマグニチュード8クラス以上の地震の発生頻度は100～150年程度に一度
- ・南海トラフ沿いにおけるマグニチュード7クラスの地震の発生頻度は15年程度に1回
- ・最初の地震（マグニチュード8クラス以上）から7日以内にマグニチュード8.0以上の地震が発生する確率は10数回に1回程度（7事例／103事例）

【図3】南海トラフ地震臨時情報発表の流れ



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸

外側 50 km程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべり**が観測された場合 (ゆっくりすべりケース)

出典：ガイドライン

5 想定する「臨時情報」発表時の状況

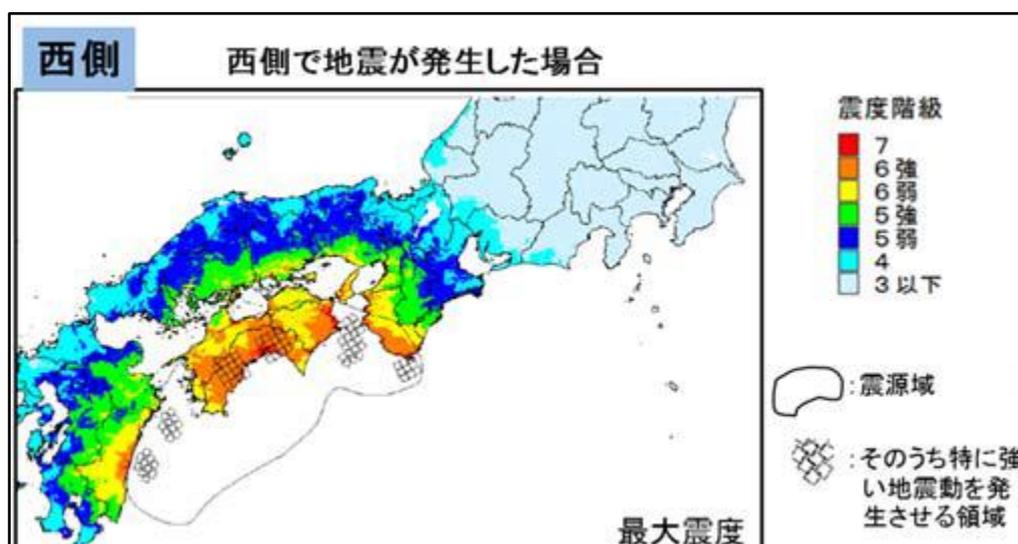
○ 県内の被災状況と防災対応

想定：南海トラフ地震想定震源域で地震等が発生。「臨時情報(巨大地震警戒等)」が発表された場合で、**県内に被害が無い又は被害が小規模のケース**

⇒後発地震に備え、「臨時情報」発表時の防災対応を重点的に行う。(以下 6、7 を参照)

※**最初の地震で県内に大きな被害があった場合は**、県地域防災計画震災対策編(第3章災害応急対策計画)により被害状況把握、応急復旧等の対応を行い、併せて「臨時情報」発表時の必要な対応を行う。

【図4 西側での地震発生イメージ】



出典：ガイドライン

○ 大きな被害があった地域 ⇒例：西日本の太平洋側の沿岸部 など

- ・揺れや津波による甚大な被害、火災の発生
- ・人命優先の応急活動の実施
- ・不足する救護、医療、物資
- ・広範囲にわたり電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインが停止
- ・多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止 等

○ 被害が無い又は小規模の地域 ⇒例：東日本 など(長野県を含む)

- ・大きな被害なし
- ・地震への備えを再確認し、地震に備えながら通常の生活を送る
- ・企業活動等は通常どおり
- ・生活必需品を含む一部物資の不足が想定される。
- ・沿岸部の事前避難対象地域の住民は1週間程度避難

6 「臨時情報」に係る基本的な防災対応

ガイドライン及び長野県地域防災計画を基にした推進地域における基本的な防災対応は以下のとおりです。(図5.1、図5.2、図5.3)

(1) 防災対応の考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難
- 地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要
⇒臨時情報への対応の前提として、平時から土砂災害のリスク等を把握し、建物の耐震化、家具の固定等の建物の安全対策や関係機関との連携や広域受援体制の確保等を含めた災害即応体制の強化等の事前対策を行うことが重要

(2) 住民の防災対応

- 「臨時情報」が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要(図5.4)
- 県・市町村は、「臨時情報」発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないように、日頃からの地震への備え等について周知する。
- 住民は、「臨時情報」が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。

(3) 住民等の避難行動

ア 土砂災害に対する避難行動

推進地域に指定されている市町村は、「臨時情報(巨大地震警戒等)」が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら身の安全を守る等の防災対応の実施を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の実施を促すものとする。

イ 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への自主避難について、検討を促すものとする。

(4) 避難先の確保及び避難所運営

- (3)に係る自主避難等については、知人宅や親類宅等への自主避難を基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う。
- 避難所を開設した際の避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とする。また、被災後の避難でない場合には、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

(5) 企業等の防災対応

- 日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて後発地震発生に備えた適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

(6) 防災対応をとるべき期間

ア 「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時(半割れケース)

発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

イ 「臨時情報(巨大地震注意)」発表時(一部割れ又はゆっくりすべりケース)

一部割れケースの場合は1週間、ゆっくりすべりケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

【図5.1】各ケースの防災対応の考え方

	臨時情報(巨大地震警戒)発表時		臨時情報(巨大地震注意)発表時	
	半割れケース		一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 ○南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ○世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 ○南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例 ○現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない 	
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域では、応急対策活動を実施 ○被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○「半割れケース」と比較し大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている 	

住民の 対応	○住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ○土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内、耐震性の不足する住宅等に居住する住民は、個々の状況に応じて自主避難を含め検討	地震への備えの再確認等を 中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	地震への備えの再確認等を 中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の 対応	○不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ○それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	○日頃からの地震への備えを再確認する等	○日頃からの地震への備えを再確認する等
最も警戒 する期間	○1週間を基本 ○その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本	○1週間を基本	○すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

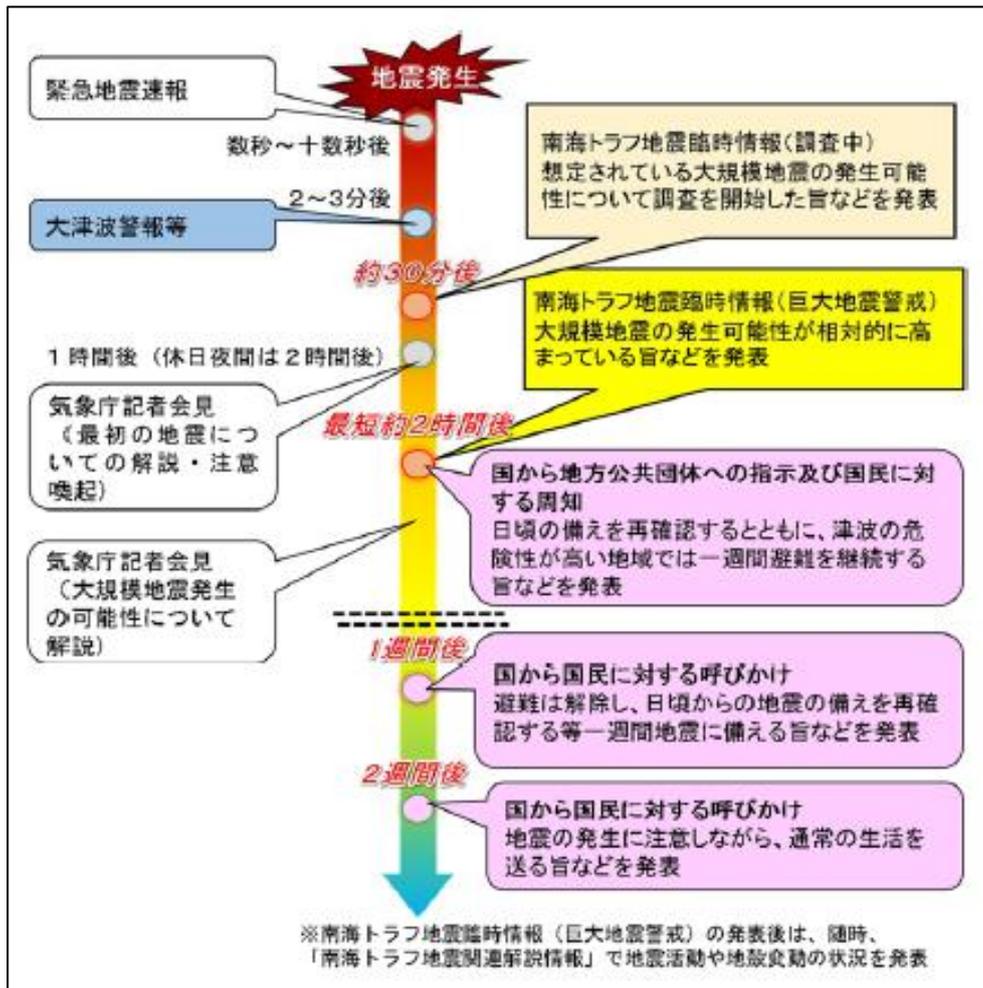
ガイドラインを基に作成

【図5.2】「臨時情報」発表時の基本的対応と期間

	半割れ	一部割れ	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○土砂災害警戒区域等の区域内に居住する住民及び耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○必要に応じて避難を自主的に実施	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○必要に応じて避難を自主的に実施	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
後発地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

ガイドラインを基に作成

【図 5. 3】「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時における情報の流れのイメージ



出典：ガイドライン

【図 5. 4】日頃からの地震への備えの再確認等の例

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

出典：ガイドライン

状況：大規模地震発生リスクが平常時より高まっている。(推進地域内では震度6弱以上が想定)



取組：住民、企業等が一定期間、大規模地震に備えた防災対応を実施

→日頃からの地震への備えの再確認、より安全な防災行動、施設や設備の点検 等



大規模地震発生時における人的・物的被害の軽減

7 「臨時情報」発表時の県及び市町村の対応

県・市町村は「臨時情報(巨大地震警戒等)」発表時に、**災害対策本部等の活動体制**により、主に**推進地域**における**後発地震に対する警戒措置**として、以下の対応を行います。

- ① 防災関係機関との情報収集・連絡体制の確認
- ② 県又は市町村自らが管理等を行う施設等に関する対策(防災上重要な施設、多数の者が利用する施設等の点検等)
- ③ 大規模(後発)地震に備えた災害応急対策の確認
- ④ 住民等への広報

これらについて、(1)県の活動体制等、(2)県又は市町村自らが管理等を行う施設等に関する対策、(3)住民・企業等への防災対応の呼びかけを以下に示します。

なお、「臨時情報」発表前に発生した地震について、県内で震度6弱以上の地震の発生や顕著な被害が確認されたこと等により、既に県及び市町村が災害対策本部等を設置した場合は、その体制において災害応急対策等を行います。

(1) 県の活動体制等

ア 「臨時情報(調査中)」発表時(地震発生から最短約30分後)

県は、**県警戒・対策本部**を設置し、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、関係機関に対する連絡等を行います。

また、県民等への広報として、県ホームページ、テレビ・ラジオにより「臨時情報」の内容や防災行動について情報発信を行うとともに、問い合わせ窓口を設置します。(イ、ウにおいても継続的に実施)

イ 「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時(地震発生から最短約2時間後 M8.0以上の地震)

県は、**県災害対策本部**を設置し、上記①～④の対応を行います。

また、県の対応状況等の情報を市町村、関係機関に県防災情報システム等により伝達します。

ウ 「臨時情報(巨大地震注意)」発表時(地震発生から最短約2時間後 M7.0以上の地震等)

県は、**県警戒・対策本部**を設置し、イの対応に準じた対応を行います。

(2) 県又は市町村自らが管理等を行う施設等に関する対策

「臨時情報(巨大地震警戒等)」発表時の県又は市町村自らが管理等を行う施設等に関する対策として、以下の施設について、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行います。

なお、具体的な措置内容は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとします。

ア 防災上重要な施設に関する対策

防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）の管理上の措置については、以下のとおりとします。

施設及び基本的措置	具体的な取組(例)
<p>(ア) 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設部、林務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路等のうち、危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等のパトロールに向けた体制確保等の準備（速やかな点検巡視が行えるようルート及び班編成を定める。） 現状把握のため道路等のパトロール実施 予め定める防災上重要な施設の点検 推定危険箇所の通行止め検討 後発地震発生時の応急的な道路啓開のための人員・車両等の重点配置の検討 推進地域への支援を想定した通行経路の設定（被災を考慮した複数の通行経路の設定）
<p>(イ) 河川・ダム</p> <p>a 河川【建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。 <p>b ダム【建設部・企業局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設点検、貯水量の調整に係る操作方法の確認等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計、監視カメラ等の動作確認 河川管理施設の点検 護岸の点検 貯水量等の調整 ダム緊急点検（震度4以上又は25ガル以上）に特化した人員配備の編成
<p>(ウ) ため池・用水路【農政部】(市町村等所管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設点検、貯水量の調整に係る操作方法の確認等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 貯留水の事前放流 下流の住民への注意喚起 取水・排水設備、堰堤の点検
<p>(エ) 松本空港【企画振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 運航計画の見直し 航空搬送拠点としての利用を想定した関係機関との連絡体制の確認
<p>(オ) 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。 災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策上の機能確保のための点検等 職員の連絡・参集手段の確認 非常用発電機の燃料補充

イ 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行います。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、各施設の管理上の措置は以下のとおりとします。

施設及び基本的措置	具体的な取組(例)
<p>(ア) 県立高等学校・特別支援学校等 【県教育委員会】</p> <p>日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。</p> <p>なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスク等を考慮し原則臨時休業とする（1週間程度）。 ・ 上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校休校等の検討（土砂災害リスク、耐震性を考慮） ・ 保護者等への連絡網の確認 ・ 教職員及び生徒の安否確認方法の確認 ・ 地震発生時の教職員の参集手段・場所等の確認 ・ 通学路の早急な安全点検 ・ 緊急避難路及び避難場所の確認 ・ 通学、授業中の地震発生時に教職員、生徒がとるべき行動の確認 ・ 避難所として開設した場合の対応準備
<p>(イ) 県立学校(県教育委員会以外の各部署が所管する学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。 	<p>同上</p>

<p>(ウ) 保育園、小・中学校等(市町村等所管)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。 	<p>同上</p>
<p>(エ) 社会福祉施設【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた入所者等の事前の早期避難の検討 ・避難支援など、地域や避難先施設等への協力要請
<p>(オ) 病院・診療所等【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者・入所者の安全確認及び避難に備えるため、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。 ・搬送増加が想定される負傷者の受入れに備え、必要な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の医療機関等への協力要請 ・施設閉鎖時の関係者への情報提供方法の確認 ・非常用電源、水、燃料、医薬品等の確認 ・職員の参集手段の確認 ・避難確保計画等の確認 ・入所者等の家族への連絡
<p>(カ) 上下水道施設【企業局、環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設、管渠の機能確保 ・後発地震に備えた給水車等の稼働確認
<p>(キ) 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、施設の非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、車両、資機材の被災を防止する措置 ・地震発生時の対応要領の確認 ・職員の安否確認要領の確認 ・資機材、燃料等の備蓄確認

ウ その他

<p>工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中断、中止の判断 ・資機材の転倒、落下防止の措置
--	--

(3) 住民、企業等への防災対応の呼びかけ

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間^{*}、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどを呼びかけます。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけます。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまで

○広報内容

- ・「臨時情報（巨大地震警戒）等」の内容
- ・交通に関する情報
- ・ライフラインに関する情報
- ・生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- ・後発地震に備えるための基本的な防災対応

ア 住民への防災対応の呼びかけ

「臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促します。

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。
- 「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。
 - ・**土砂災害に対する防災対応**
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。
 - ・**住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応**
耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また不要不急の火気器具・電熱器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

[参考]「臨時情報」発表時の住民への基本的な広報例文

こちらは〇〇市町村です。本日〇〇時〇〇分に地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることから「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。テレビやラジオ等の報道に十分注意するとともに、住宅の家具の転倒防止対策や非常持出品等の確認、ご家族と避難場所の確認をしてください。あわてないで、冷静に行動してください。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ

県及び市町村は、県内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかけます。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ

県及び市町村は、住民及び観光客対し、「地震に備えた行動」を求めますが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかけます。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ

企業等の防災対応については、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とします。なお、7(2)を参考に、施設の管理上の措置を行うことに留意します。

○日頃からの地震への備えの再確認を行うことの例

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認

○個々の状況に応じた適切な防災対応をとること

- ・荷物の平積み措置
- ・燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ・サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- ・製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- ・ヘルメットの携行の徹底、定期的な重要データのバックアップ、速やかに作業中断するための準備

※このため、「臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討します。

※「臨時情報」の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めます。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置します。

(4) 「臨時情報」に係る対応期間の経過後

後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が適宜発表される。県及び市町村は、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかけます。

8 平時からの備え

県及び市町村は大規模地震発生時の被害軽減のため、6以下の防災対応等について、各種計画、マニュアルに反映し、継続的に見直しや検討を行います。また、住民等への呼びかけ（7(3)）に関連して、特に、以下について平時から住民に周知します。

- ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等をあらかじめ把握する等、「臨時情報」発表時には、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要があること。
- 地震発生時に、住宅の耐震性が不足する場合には、避難が間に合わない恐れが高いことから、耐震化が重要であること。また、地震火災について、感震ブレーカーの設置等が火災の発生を防ぐ上で有効であること。

また、以下についてもホームページや防災講座、防災教育等、様々な場面で住民に啓発を行うこととします。企業等においても、臨時情報発表時の防災対応について、訓練を通じて従業員等に理解してもらうことが重要です。

- 正確な情報の入手
 - ・ ハザードマップによる地域の災害リスクととるべき行動の確認
 - ・ 避難場所、避難経路の確認
 - ・ 安否確認方法の家庭や職場での共有
 - ・ 信州防災アプリをダウンロードしておく
- 南海トラフ地震及び地域の地震リスクに関する理解促進
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 各地域における土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等に関する知識
- 地震発生時の被害軽減のための準備
 - ・ 住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄[※]、ローリングストック、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ※臨時情報（巨大地震警戒）が発表されると、買いだめ等が発生し、生活物資の供給に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、南海トラフ地震等の大規模地震対策については、平時から1週間以上の備蓄を行っておくことを推奨します。
 - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施